

# 兵庫県公報

平成30年6月22日 金曜日 第3013号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	1
○ 耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	5
○ 道路の区域の変更（同）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
<b>公 告</b>	
○ 落札者等の公示（情報企画課）	6
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 入札公告（管理課）	10
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	13
<b>教育委員会公告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示	13

## 告 示

### 兵庫県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
平成30年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
山中土地改良区	平成30年5月7日
上福田土地改良区	同 年6月4日

### 兵庫県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**山中土地改良区**

氏 名	住 所
黒 田 俣 崇	加古川市志方町山中125番地
黒 田 豊 志	同 市志方町山中96番地
長谷川 力	同 市志方町山中156番地の1
三 村 達 生	同 市志方町山中185番地
黒 田 實	同 市志方町山中110番地の2

**上福田土地改良区**

氏 名	住 所
稲 田 敏 朗	加東市木梨177番地
依 藤 幹 男	同 市上中389番地
森 本 義 隆	同 市上中370番地1
岸 本 光 男	同 市梶原179番地1
宮 田 悦 男	同 市梶原238番地
伊 藤 俊 一	同 市上三草387番地
西 山 英 和	同 市上三草491番地
森 本 晃 一	同 市下三草368番地
森 本 善 明	同 市下三草41番地
臼 井 敏 行	同 市木梨673番地
臼 井 浩 三	同 市木梨672番地
木 田 郁 夫	同 市木梨759番地
桐 藤 康 彦	同 市木梨34番地
石 古 武 宏	同 市藤田436番地
小 西 正 男	同 市藤田263番地
玉 井 久 成	同 市藤田271番地
玉 井 信 寛	同 市藤田241番地1
西 山 正 己	同 市上三草665番地



**兵庫県告示第591号**

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、次の者を加古郡雁戸井耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 住所  
加古川市八幡町上西条776番地
- 2 氏名  
畠 康 人



**兵庫県告示第592号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加古川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、東播磨県民局加古川農林水産振興事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第593号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加古川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、東播磨県民局加古川農林水産振興事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第594号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
高砂市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、東播磨県民局加古川農林水産振興事務所及び高砂市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第595号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（T S等現地測量）
- 2 作業期間  
平成30年6月4日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園口三丁目地内



**兵庫県告示第596号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成30年4月13日から同年5月16日まで
- 3 作業地域  
西宮市枝川町1番6



**兵庫県告示第597号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年6月22日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年6月22日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路神河線	姫路市夢前町杉之内字戸倉口27番9から 同市夢前町前之庄字萩原150番4まで	旧	7.0から 28.0まで	377.0	
		新	7.0から 30.0まで	377.0	



**兵庫県告示第598号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年6月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年 6月22日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 春日栗柄線	丹波市春日町野瀬字滝ノ尻2018番19から 同 市春日町野瀬字滝ノ尻2024番60まで	旧	5.0から 77.0まで	1,098.0	
	丹波市春日町野瀬字滝ノ尻2020番1から 同 市春日町野瀬字滝ノ尻2021番1まで		6.0から 8.0まで	159.0	
	丹波市春日町野瀬字滝ノ尻2018番19から 同 市春日町野瀬字滝ノ尻2024番60まで	新	9.0から 121.0まで	476.0	



**兵庫県告示第599号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 6月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 6月22日から 2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	高砂市高砂町字藍屋町1421番16から 同 市高砂町字藍屋町1690番98まで	旧	9.0から 42.0まで	504.0	
		新	13.0から 41.0まで	504.0	一部 予定地



**兵庫県告示第600号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 6月22日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年 6月22日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 3 1 2 号	神崎郡神河町吉富字畑川原46番1から 同 郡同 町吉富字畑川原58番まで	旧	15.0から 47.0まで	155.0
		新	14.0から 45.0まで	155.0



**兵庫県告示第601号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年6月22日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 高 砂 港 線	高砂市高砂町字藍屋町1705番1から 同 市高砂町字藍屋町1690番93まで	旧	7.0から 20.0まで	117.0	
		新	15.0から 29.0まで	113.0	一部 予定地



**兵庫県告示第602号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30北播位置 0001号	30.6.11	小野市中町字西後山484番11、484番11地先里 道、484番11地先水路、485番1の一部	5.50	17.50

**公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年6月22日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫情報ハイウェイ運用保守等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日



- 入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成30年5月23日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成30年6月22日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成30年10月22日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 協同組合太子ホープタウン  
所在地 揖保郡太子町鶴1318番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	住所	代表者の氏名
協同組合太子ホープタウン	揖保郡太子町鶴1318番地	福 本 一 男
株式会社サンヒルズ	揖保郡太子町鶴1318番地	山 本 邦 夫
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水369番地1	藤 井 孝 洋
外未定		
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水369番地1	森 信
有限会社福本精肉店	揖保郡太子町鶴1318番地	福 本 一 男
株式会社とらや山本	揖保郡太子町老原580番8号	山 本 邦 夫
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前
      - 開店時刻 午前10時
      - 閉店時刻 午後9時
    - イ 変更後



小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ザグザグ	午前9時	翌午前0時
有限会社福本精肉店 株式会社とらや山本	午前9時	午後7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から翌午前0時30分まで

4 変更年月日

平成30年5月23日ほか

5 届出年月日

平成30年5月22日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年6月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年10月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市北濱町牛谷字内新田44番1、44番14から44番16まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市阿弥陀町北池27番地1

土井建設株式会社 代表取締役 壁 貴義

3 許可年月日及び許可番号

平成29年10月18日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-19号（29高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称



平成30年6月22日（金）から同年7月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成30年8月3日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年8月2日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成30年6月22日（金）から同年7月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年7月6日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成30年7月27日（金）午後5時から同年8月3日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年6月23日（土）から同年7月20日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年6月23日（土）から同年7月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年7月6日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年7月27日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年8月1日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

て提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年8月17日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Personal computers for ICT in schools (leasing contract)

(3) Lease period: November 1, 2018 - October 31, 2023

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Higashinada Senior High School and other 172 places (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 6, 2018

(6) Deadline for tender:

14:00 August 3, 2018 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 2, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yoshioka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 6月22日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

表新温泉町の項中

「

歌長公民館	新温泉町歌長348—1
竹田公民館	新温泉町竹田466—1
宮脇公民館	新温泉町宮脇193
内山公民館	新温泉町内山763
岸田公民館	新温泉町岸田312—4
古市ふれあいセンター	新温泉町古市522

」

を

「

歌長公民館	新温泉町歌長348—1
宮脇公民館	新温泉町宮脇193
内山公民館	新温泉町内山763
古市ふれあいセンター	新温泉町古市522

」

に改める。

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年 6月22日

契約担当者

兵庫県美術品等取得基金管理者 兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
美術品 1点
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年 4月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社カサハラ画廊 大阪府茨木市北春日丘2—5—10
- 5 随意契約に係る契約金額

37,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。